平成２３年（フ）第２９号
宮城県登米市登米町寺池鉄砲町36番地１
破産者　佐々木正喜
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２３５号
長野県伊那市境1938番地　ラフィネ伊那101号、開始決定時の住所長野県千曲市大字上徳間606番地３
破産者　川島　博幸
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７７号
長野県上田市長瀬617番地
破産者　山岸　常昭
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３２２号
千葉県松戸市小金原６―13―20　206号室、開始決定時の住所長野県北安曇郡白馬村大字北城4755番地
破産者　中村　治文
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３２３号
長野県松本市大字今井1020―５　ディアスあじさい101号室、開始決定時の住所長野県北安曇郡白馬村大字北城2253　コーポ白馬101号
破産者　中村　利幸
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４７１号
静岡県焼津市東小川３丁目１番８号
破産者　大橋　麻弓
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３号
名古屋市中村区八社２―164　県営中村住宅１―438西郷文子方、開始決定時の住所名古屋市中村区鳥居西通２―21―２　ファミーユ中村202号室
破産者　福岡惠美子
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８８号
名古屋市緑区大高台３丁目903番地
破産者　浅野　光一
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１９号
名古屋市守山区新守町254番地
破産者　マルワ営繕こと　島田　和一
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７２号
岐阜県可児市下恵土446番地332
破産者　東屋　　覚
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０２８号
大阪府和泉市東阪本町332番地の16
破産者　中尾　裕治
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
大阪府堺市南区原山台１丁７番12棟509号、開始決定時の住所大阪府和泉市はつが野３丁目43番11号
破産者　宮渕　弘子
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
大阪府和泉市小田町２丁目11番28号
破産者　横田正ニットこと　横田　正次
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９３０号
広島県廿日市市宮島口東２丁目４番21号、従前の住所広島市南区青崎２丁目19番１―339号
破産者　藤田満寿雄
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿児島市名山町３番12号
破産者　園田いづみ
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
埼玉県比企郡嵐山町菅谷249番地120
破産者　関　　俊夫
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０８７号
神奈川県茅ヶ崎市本宿町９番38号
破産者　大橋　君子
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３２号
神奈川県中郡大磯町石神台１丁目1165番地
破産者　飯島　哲也
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１００３号
静岡県静岡市駿河区森下町３番20号
破産者　武隈　宏之
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部